

燕市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

燕市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成
18年燕市条例第46号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年6月18日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

燕市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成
18年燕市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	1回 10,600円	
開票管理者	1回 10,600円	
開票立会人	1回 8,800円	
選挙立会人	1回 8,800円	
投票所の投票管理者	日額 12,600円以内	従事した時間が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項本文(第41条の2第6項及び第48条の2第6項において準用する場合を含む。)に規定する時間に満たない場合は、時間割計算により減じた額とする。
投票所の投票立会人	日額 10,700円以内	
共通投票所の投票管理者	日額 12,600円以内	
共通投票所の投票立会人	日額 10,700円以内	
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円以内	
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円以内	
指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額 10,700円以内	

」

を

「

選挙長	職務1回につき、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号。以下「法」という。)第14条第1項に定める額	
開票管理者		
開票立会人		
選挙立会人		
投票所の投票管理者	1日につき、法第14条第1項に定める額	従事した時間が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項本文(第41条の2第6項及び第48条の2第6項において準用する場合を含む。)に規定する時間に満たない場合は、時間割計算により減じた額とする。
投票所の投票立会人		
共通投票所の投票管理者		
共通投票所の投票立会人		
期日前投票所の投票管理者		
期日前投票所の投票立会人		
指定病院等における不在者投票の外部立会人	1日につき、法第13条の2第2項に定める額	従事した時間が7時間以内の場合は、当該立会時間に応じた額とする。

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。